

岩手県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により、次のとおり技能教育のための施設を指定した。

令和7年4月1日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一男

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 特定非営利活動法人星華学園

(2) 所在地 北上市大堤南一丁目1番8号

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
情報処理	情報処理

3 指定年月日 令和7年4月1日